

耐震診断等判定手数料表

一般社団法人三重県建築士事務所協会

平成26年6月1日

耐震診断等判定手数料		(単位：円) 消費税を含む				
構造	判定区分 面積・工法等区分		耐震診断判定		補強計画判定	
			改定前	改定後	改定前	改定後
RC造 PC造 WRC造 木造	延床面積 (㎡)	200㎡以内(木造に限る)	75,000	80,000	100,000	105,000
		1,000㎡以内	135,000	150,000	180,000	200,000
		1,000㎡を超、3,000㎡以内	180,000	200,000	240,000	265,000
		3,000㎡を超、5,000㎡以内	240,000	265,000	315,000	345,000
		5,000㎡を超、10,000㎡以内	345,000	380,000	450,000	495,000
		10,000㎡を超えるもの	別途協議		別途協議	
その他	S造・SRC造		上記の金額の×1.3		上記の金額の×1.3	
	複合構造 *1		上記の金額の×1.3		上記の金額の×1.3	
	免震・制震等の特殊工法で構造方法2による場合 *2		上記の金額の×2.0		上記の金額の×2.0	
	免震・制震等の特殊工法で構造方法3による場合 *3		別途協議			
	類似構造 *4		45,000/追加1あたり			

備考)

- ① 延床面積：判定対象建築物または、建築物部分の各階の床面積の合計
 - ② 耐震診断判定と補強計画判定を同時に行う場合は、それぞれの金額の合計とする。
 - ③ 本表の金額には、消費税が含まれている。
 - ④ 10,000㎡を越えるものは、判定員が協議して算定する。
 - ⑤ 免震・制震等の特殊工法で構造方法3による場合、判定員が協議して算定する。
- *1 複合構造とは、2種類以上の構造形式でなっており、判定に相当な時間を要するもの。また、複合構造には、屋内運動場で上層部がS造、下層部がRC造または、SRC造の場合も含む。
(架構種別の(2)RS2a、(3)RS2b、(4)RS1a、(5)RS1b、(6)RS1cが該当～別表による)
- *2 構造方法2による場合とは、限界耐力計算と同等以上に安全性を確認できる構造計算による方法。
- *3 構造方法3による場合とは、時刻歴解析等による方法。
- *4 類似構造とは、PC、WRC造において、標準設計図及び間取り（戸数は違って可）が同じ建築物で複数棟ある場合は1棟耐震診断を行い、それ以外の棟は、診断結果を基に、敷地の立地、劣化状況等を調査し、耐震判定値の算出、ペナルティ係数の算出、経年指標の算出を行う場合。ただし、公営住宅・社宅に限る。

標準的な架構種別の内容は、

- S1 : 純鉄骨造・1層
- RS2a : 2層で上層部が鉄骨造・下層部が鉄骨鉄筋コンクリート造
- RS2b : 2層で上層部が鉄骨造・下層部が鉄筋コンクリート造
- RS1a : はり・床スラブがなく1層とみなせ、鉄骨柱は基礎まで通っており、鉄筋コンクリートで根巻してある。
- RS1b : RS1aと同様であるが、ギャラリーがある。
- RS1c : RS1aと同様であるが、鉄骨柱が基礎まで通っておらず、鉄筋コンクリート部材と接合されている。
- R1 : 鉄筋コンクリート造の上に鉄骨はり・屋根がのっている。

であり、その概念を図-2に示す。

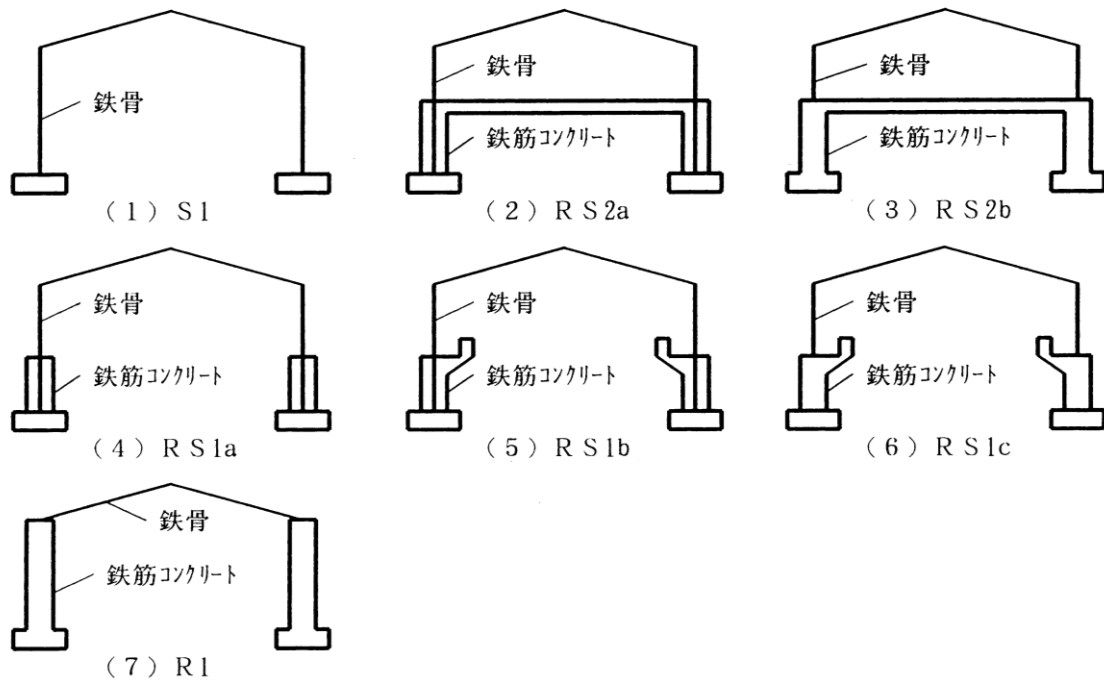


図-2 架構種別